

選考方針（原案）の意見聴取の進め方について（案）

第26期日本学術会議会員候補者の選考方針（原案）に係る会員・連携会員及び外部団体への意見聴取については、以下のとおり行うこととする。※選考方針（原案）は、非公表扱い（意見聴取先限り）として意見を聴取する。

1. 聴取対象及び時期、方法等

(1) 会員

- 聴取時期：令和4年2月1日（火）～2月10日（木）【原案（案）の聴取】
令和4年2月28日（月）～3月11日（金）（予定）【原案の聴取】
- 聴取方法：電子メールにより意見を聴取

(2) 連携会員及び協力学術研究団体

- 聴取時期：令和4年2月28日（月）～3月11日（金）（予定）
- 聴取方法：電子メールにより意見を聴取

(3) 外部有識者

- ①大学関係組織：国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学連盟、日本私立大学協会
- ②研究助成機関・研究機関等：国立研究開発法人協議会、日本学術振興会、日本学士院
- ③経済界：日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所
- ④NPO等：日本弁護士会連合会、日本労働組合総連合会、全国消費者団体連絡会

- 聴取時期：令和4年2月28日（月）～3月18日（金）（予定）
- 聴取方法：先方が設定する場において四役又は事務局が説明して意見を聴取する、又は当該説明・意見交換を踏まえて後日文書で意見を受領することを基本とする。
（後者の場合には、組織・団体としての機関決定を経ることなく、先方事務局又は担当者の責任において提出されることも許容する。）

⑤国際学術団体の代表者

ISC加盟の国際学術団体に対応する当該団体の日本人役員等（現会員・連携会員を含む）

- 聴取時期：令和4年2月28日（月）～3月18日（金）（予定）
- 聴取方法：電子メールにより意見を聴取（当該国際学術団体の会長等の立場からではなく、それらの役職の経験等を通じた個人としての見解を求める。）

2. 聴取した意見の取扱い

聴取した意見は、事務局において整理して、選考委員会での検討に用いる。その際、意見ごとに聴取した者の氏名（会員・連携会員の場合）や、名称（学術協力団体、外部有識者の場合）を明らかにして整理することとする。